

令和7年6月改訂版

衛生実技試験審査マニュアル

衛生実技試験部会

衛生実技試験審査マニュアル

審査マニュアルの概要

試験は理・美容の技術者として必要な衛生上の基礎知識がどの程度身についているか検証することが目的であり、「衛生上の取扱い試験」は、理・美容師法、理・美容師法施行規則及び理・美容所における衛生管理要領で定められた衛生上の諸規定を基本として、理・美容の基礎技術を行うに当たって遵守しなければならない事項を限定的に定め、その遵守状況を審査することとし、作業を開始する前の受験者の身体・服装及び使用する用具類が作業を安全かつ衛生的に進める上で適切であるかを審査する「静的審査」、作業中に技術を安全かつ衛生的に進めているかを審査する「動的審査」及び作業終了後に用具類の衛生的処理状況について審査する「確認的審査」に分かれて行います。

また、衛生上の取扱いのみならず、受験者間の公平性を保つために試験実施上のルールを定め、迷惑行為や指示違反など、ルールを逸脱する行為の有無も審査対象としています。

審査は、各審査事項の審査対象に該当した場合にその項目にチェックをする方法となっています。

第 1 部 準備時間前の審査

1 準備時間前のモデルウィッグ審査

モデルウィッグに対する禁止行為の有無の確認は、台座の底面等にも及ぶことから、クランプに取り付けた状態では困難なため、準備開始前のクランプに取り付けていない状態でモデルウィッグを審査します。

審査番号 1 モデルウィッグに対する禁止行為（30点）

受験者の個人特定情報の表示は、公正な試験の実施を阻害するおそれがあるため、モデルウィッグに氏名、学校名又は勤務先の店名を表示することを禁止しています。

【遵守事項】

- モデルウィッグに、個人特定情報である氏名、学校名又は店名を表示しないこと。

【ポイント】

- モデルウィッグの頸部、台座の表面もしくは底面に個人特定情報を表示していないか審査します。

【審査対象】

- ❶ モデルウィッグのいずれかの部位に氏名、学校名又は店名が表示されている場合
- ❷ 個人特定情報を容易に剥がせるガムテープ等で覆っている場合
- ❸ 個人特定情報をインク等で塗りつぶしているが、判読することが可能な場合

【留意事項】

- ☆ モデルウィッグ以外の作業衣及び用具類に対する個人特定情報の審査は、各準備時間に行う「審査番号 15 個人特定情報の表示」により審査してください。
- ☆ 美容師実技試験第 1 課題カット用モデルウィッグの台座の底面に放置防止のために受験番号を記入させていますが、これは審査対象とはしません。

第2部 身体及び服装等の審査

審査番号 2 頭髪の作業適性及び衛生状態（10点）

頭髪が視野を妨げている場合やモデルウィッグに触れるおそれがあるときは、髪を束ねるかピンで留めるなど、作業の障害にならないように処置するとともに、他人に不快感を与えることのないよう、頭髪は清潔にすることとしています。

【遵守事項】

- 頭髪は清潔にしていること。
- 頭髪は作業の妨げにならないように適切に処置していること。

【ポイント】

- 頭髪の清潔保持の状態と作業適性について審査します。

【審査対象】

- ① 頭髪が著しく汚れている又は相当程度ふけが付着している場合
- ② 前髪が目を覆い、視野の障害となっている又はそのおそれがある場合
- ③ 頭髪がモデルウィッグに接触又はそのおそれがある場合

【留意事項】

- ☆ 「著しく」、「相当程度」とは、手入れを怠っているため他人に不快感を与える程度を基準とします。

審査番号 3 手指の清潔保持（10点）

手指は試験室に入室する前に汚れを落とし、清潔な状態で試験に臨むこととしています。

【遵守事項】

- 手指は清潔にしていること。
- 傷やアカギレ等がある場合は、作業に支障のないようゴム手袋又は指サック等で適切に処置をしていること。

【ポイント】

- 手指の汚れの有無及び傷等がある場合の処置状況を審査します。

【審査対象】

- ① 手指が汚れている場合
- ② 傷等の処置が作業をする上で不適切な場合

【留意事項】

- ☆ 洗っても落ちない染毛剤の付着は審査対象とはしません。
- ☆ 準備作業によると思われる汚れは審査対象とはしません。
- ☆ 傷やアカギレ等で皮ふの保護が必要なときは、各自の判断により、指サックやゴム手袋等を使用することとしていますので、審査は指サックやゴム手袋を装着している状態で行ってください。
- ☆ 「不適切」とは、切り傷やアカギレ等により血がにじんでいる部分が露出している状態をいいます。
- ☆ 手指の審査は、作業を一旦中断させる必要があるため、課題作成作業に影響を与えないよう審査は準備時間中に終了させ、課題作成作業中は、審査しないでください。

審査番号 4 爪の清潔保持（10点）

爪の清潔保持は衛生上の配慮が必要であり、爪垢がたまる原因となる爪の伸び、爪の状態が見えなくなる濃色マニキュアや作業の障害となる付け爪は禁止しています。

【遵守事項】

- 爪は1mm以下に切りそろえ、清潔にしていること。
- 爪に濃色のマニキュア、ネイルアート又は付け爪等をしないこと。

【ポイント】

- 爪の衛生状態及び装飾の有無を審査します。

【審査対象】

- ① 爪が1mmを超えて伸びている場合
- ② 爪垢が除去されていない場合
- ③ 濃色のマニキュア又はネイルアートを施している場合
- ④ 付け爪を装着している場合

【留意事項】

- ☆ 無色又は淡色の透明マニキュアは、審査対象とはしません。
- ☆ 爪の表面に付着し、落とすことが困難な染毛剤は、審査対象とはしません。
- ☆ 傷又は深爪等により、基準どおりに爪を切りそろえることができない場合は、審査時に衛生実技試験委員に申し出ることとしていますので、状態を確認の上、申し出の適否を判断してください。

審査番号 5 作業衣の着用状態（30点）

作業衣は、作業に伴い毛髪等が衣服に付着することを防ぐため着用しますが、機能を発揮させるためには正しく着用する必要があります。

【遵守事項】

- 作業衣は清潔なものであること。
- 毛髪等が上半身の衣服に付着しないよう正しく着用すること。
- 作業衣からサポーターや包帯等を露出させないこと。ただし、治療等の特別な理由により、これによることができない場合は、衛生実技試験委員が手指の審査をする際に申し出ること。

【ポイント】

- 作業衣の着用状態を審査します。

【審査対象】

- ① 作業衣を着用していない場合
- ② 作業衣の色又は型が規格不適合の場合
- ③ ボタンのかけ忘れ等により上半身の衣服が相当程度露出している場合
- ④ 作業衣からサポーターや包帯等が相当程度露出している場合
- ⑤ 著しく汚れた作業衣を着用している場合

【留意事項】

- ☆ 「著しく汚れた」とは、汚れを顕著に確認できる程度のものとし、洗濯しても落ちない薬液等によるシミ及び準備作業による汚れは審査対象としないください。
- ☆ サポーターや包帯等の装着が治療目的によるもので、作業衣から露出する場合は、事前に申し出ることとしており、申し出があった場合は、審査対象とはしません。
- ☆ ワイシャツやブラウス等、明らかに作業衣でない着衣で作業をしている場合は、白色であっても作業衣の不備とします。

審査番号 6 衣服の作業適性（10点）

衣服は、清潔で作業をしやすく、衛生面に配慮されたものを着用することとしています。

【遵守事項】

- 衣服は清潔で作業をしやすいものであること。
- タイトスカート等、足の動きを制限するようなものでないこと。
- ズボンは、大きな破れ又は裂け目のないものであること。
- ズボン又はスカートの丈は、裾が床面に接触しないもので、かつ、膝が露出しないものであること。

【ポイント】

- 着用している衣服の形状及び衛生状態を審査します。

【審査対象】

- ① 足の動きを制限する程度のタイトスカートを着用している場合
- ② 著しく汚れた衣服を着用している場合
- ③ 下着や身体に毛髪が付着するおそれがある大きな破れ又は裂け目のあるズボンを着用している場合
- ④ ズボン又はスカートの丈が短いため、膝が露出している場合
- ⑤ 着用している衣服の裾が頻繁に床面に接触している場合

【留意事項】

- ☆ 「著しく汚れた」とは、明らかに洗濯をしていないため、汚れが顕著に目立つ程度のものをいいます。

審査番号 7 マスクの着用（30点）

マスクは、作業衣と同様、控室で着用して試験室に入室し、常時着用することとしています。

【遵守事項】

- マスクは鼻や口を覆うよう常時正しく着用すること。
- マスクは白色又は淡色で無地のものであること。

【ポイント】

- マスクの着用の有無と規格を審査します。

【審査対象】

- ① 試験室内で一時的にマスクを着用していない場合
- ② 着用したマスクが規格に適合していない又は著しく汚れている場合
- ③ マスクから鼻又は口が明らかに露出している場合

【留意事項】

- ☆ マスクは作業衣と同様、控室で着用して試験室に入室することとしています。
- ☆ マスクの素材及び型についての規格はありません。
- ☆ 「淡色」とは、一目で汚れが判別できる色をいいます。また、ブランドを示すマークは、大きさや色にかかわらず、審査対象とします。
ただし、マークの色が白色又は淡色のマスクと同色（マスクと同色のエンボス処理等の加工を含む）の場合は、審査対象外とします。
- ☆ 呼吸を整える等により、やむを得ず一時的にマスクから鼻又は口が露出した場合は、審査対象としないでください。
- ☆ 着用していないマスクは、作業衣又は衣服のポケットで管理することとしているので、管理方法の適否は「審査番号 14 用具類の収納方法」及び「審査番号 24 作業終了後の用具類の収納状況」で審査します。

審査番号 8 履物の作業適性（１０点）

作業を安全かつ衛生的に行うためには、安定的な姿勢を保つとともに、足の甲を全体的に覆うものを正しく履く必要があります。

【遵守事項】

- 履物は、安全に作業が行えるものを正しく履くこと。
- 履物は、毛髪が足の甲に付着しにくい衛生面に配慮した型のものであること。

【ポイント】

- 履物の形状が安定性及び衛生面からみて作業に適しているか、また、正しく履いているか審査します。

【審査対象】

- ❶ かかとが高いハイヒール、底全体が相当程度厚い靴を履いている場合
- ❷ スリッパ又はサンダルを履いている場合
- ❸ かかとを踏む等、不適切な履き方をしている場合

【留意事項】

- ☆ 履物の色及び汚れは、審査対象とはしません。

審査番号 9 装飾品等の装着（１０点）

腕時計及び指輪・腕輪等の装飾品は作業の障害となり、衣服の上に露出したネックレス等は作品に接触し衛生上好ましくないため装着を禁止しています。

【遵守事項】

- 手指及び腕には、時計並びに指輪及び腕輪等の装飾品を装着しないこと。
- ネckレス等の装飾品は、作業衣から露出させないこと。

【ポイント】

- 手指又は腕に時計又は装飾品の装着の有無、作業衣から露出したネックレスの有無について審査します。

【審査対象】

- ❶ 腕時計を装着している場合
- ❷ 指輪又は腕輪等を装着している場合
- ❸ ネckレス等が作業衣の外に露出している場合
- ❹ 装飾品を机の上に置いている場合

【留意事項】

- ☆ 時計は、腕時計に限り机の上に置くことを許可しています。
- ☆ 付け爪の装着は、「審査番号 4 爪の清潔保持」で審査してください。
- ☆ 取れなくなってしまった指輪は、理由の如何を問わず審査対象とします。
- ☆ 眼鏡はアクセサリではありませんが、眼鏡に首からぶら下げるためのチェーン等が装着されている場合は、アクセサリとみなし審査対象とします。

審査番号 10 手指消毒（30点）

手指は、顧客の皮ふ等に直接触れ、技術者自身が感染症に感染したり、他の顧客に感染症を媒介したりするおそれがあるため、理容では最初の準備時間に、美容では第1課題と第2課題の各準備時間に、それぞれ手指消毒をすることとしています。

【遵守事項】

- 理容では最初の準備時間に、美容では第1課題及び第2課題の準備時間に、それぞれ除菌用ウェットティッシュにより手指消毒をすること。
 - 毛髪の濡らし又は梳かしの準備作業は、手指消毒後に行うこと。
 - 手指に傷やアカギレ等がある場合は、作業に支障のないようゴム手袋又は指サック等で適切に処置をしていること。
- なお、準備時間内で行う手指消毒は、ゴム手袋又は指サック等を装着したまま行い、仕上がり審査終了まで外さないこと。

【ポイント】

- 手指消毒実施の有無とタイミングを審査します。

【審査対象】

- ① 手指消毒をしなかった場合
- ② 手指消毒する前に毛髪の濡らし又は梳かしの作業をした場合

【留意事項】

- ☆ 手指消毒実施の確認は、汚物入の使用済除菌用ウェットティッシュの有無により判断します。
- ☆ 消毒薬として規格不適合のウェットティッシュで消毒した場合であっても、この項目では審査対象とはしません。
- ☆ 美容の第1課題及び第2課題はそれぞれ別の顧客とみなし、各課題の準備時間に手指消毒をしますが、審査は第1課題の準備時間のみ行ってください。
- ☆ ゴム手袋又は指サックにより手指を保護している場合に、準備時間内で行う手指消毒は、ゴム手袋又は指サック等を装着したまま行うこととしています。

第3部 用具類の審査

使用する用具類は、課題又は作業内容により異なり、用具類の有無、規格、衛生状態及び表示等の審査は、それぞれの準備時間ごとに実施します。

また、全課題に共通する衛生用具類の審査は、最初の準備時間中に実施し、2回目の準備時間では審査を省略することとしています。

審査番号 11 衛生用具類の有無（30点）

試験に必要な持参用具類は、技術に直接必要なものの他、衛生上の観点から用意するものがあります。

衛生上の観点から用意する器具皿、除菌用ウェットティッシュ、汚物入用透明ビニール袋及び救急ばんそうこう並びに美容用ビニール製敷物及び雑巾は衛生実技試験委員が審査を担当し、その他の用具類は技術担当実技試験委員が審査します。

【遵守事項】

- 器具皿は、プラスチック製又は金属製で、不透明で毛髪の付着が容易に確認できる色のものを2枚用意すること。
- 消毒薬は、成分表示欄に「エタノール」と明記されていることが外見から確認でき、ペーパーが乾燥していない除菌用ウェットティッシュを用意すること。
- 汚物入は、透明で無色又は淡色の透明ビニール袋を用意すること。
- 救急ばんそうこう並びに美容にあってはビニール敷物及び雑巾を用意すること。

【ポイント】

- 衛生用具類の有無及び規格の適合状況を審査します。

【審査対象】

- ❶ 器具皿、除菌用ウェットティッシュ、汚物入用透明ビニール袋又は救急ばんそうこうがない若しくは数量が不足している場合
- ❷ 器具皿の材質若しくは色が規格に適合していない場合
- ❸ ビニール製敷物又は雑巾がない場合（美容）
- ❹ 除菌用ウェットティッシュの成分表示に「エタノール」と明記されていない又は乾燥している場合
- ❺ 汚物入用透明ビニール袋が濃色で収納物を確認しにくい場合

【留意事項】

- ☆ この項目では衛生用具類の有無と規格適合状況を審査し、用具類の表示の有無は審査対象とはしません。
- ☆ 除菌用ウェットティッシュは、実質的にエタノールを含有していても成分表示として「エチルアルコール」、「発酵アルコール」、「醸造アルコール」等、エタノール以外の表示をしているものは、規格不適合として審査対象とします。
- ☆ 全課題共通の用具類は、2回目の準備時間で不備であっても審査対象とはしません。

審査番号 12 用具類の表示（20点）

用具類は清潔で消毒済のものを使用し、作業中は未使用と使用中の用具類の区分を明確にするため、一部の用具類には表示を義務付けています。

【遵守事項】

- 除菌用ウェットティッシュに「消毒薬」、汚物入用透明ビニール袋に「汚物入」、タオル収納用透明ビニール袋、美容用のピン皿及びロッドケース（蓋を含む）に、作業中に見やすい位置に「消毒済」と、それぞれ表示すること。
- 持参した用具類を収納する器具皿には「消毒済」、作業中に使用した用具類を収納する器具皿には「使用中」の表示を作業中に見やすい位置に表示すること。

【ポイント】

- 表示することを指示している用具類に指示どおりに表示をしているか審査します。

【審査対象】

- ① 除菌用ウェットティッシュに「消毒薬」と表示をしていない場合
- ② 汚物入用透明ビニール袋に「汚物入」と表示をしていない場合
- ③ タオル収納用透明ビニール袋に「消毒済」と表示をしていない場合
- ④ 器具皿に「消毒済」及び「使用中」の表示をしていない場合
- ⑤ ピン皿及びロッドケースに「消毒済」と表示をしていない場合（美容）
- ⑥ 用具類の表示が持参用具類一覧の規格及び処理欄に定められた表示となっていない場合

【留意事項】

- ☆ 表示対象となっている用具類がない場合は、用具類の有無で審査し、この審査項目では審査対象とはしません。
- ☆ 各課題共通用具類の審査は、最初の準備時間のみ審査してください。
- ☆ ワインディング用ペーパーの専用容器や輪ゴムの専用容器には「消毒済」の表示は必要ありません。
- ☆ 「作業中に見やすい位置」とは、机上に置いた器具皿・ピン皿・ロッドケースに、用具類を納めた状態で表示が確認できる状態をいいます。
- ☆ 表示対象となっている用具類の表示が持参用具類一覧の規格及び処理欄に定められた表示となっていない場合は審査対象とします。（例：器具皿に消毒済と使用中の表示が併記されている場合）ただし、消毒薬に「消毒薬品」と記載しても審査対象とはしません。

審査番号 13 用具類の衛生状態（20点）

用具類は、清潔なものを用意することとしており、すべての用具類の衛生状態及びタオル類の規格は、衛生実技試験委員が審査します。

【遵守事項】

- 用具類は消毒済で清潔なものであること。
- タオル類は、白色又は淡色で、消毒済のものであること。
- カutting作業により毛髪等が付着した消毒済器具皿は、汚れを拭き取ってから第2課題又はシェービング等に必要な消毒済器具を収納すること。

【ポイント】

- 未使用の用具類の衛生状態及びタオル類の規格適合状況を審査します。

【審査対象】

- ① 消毒済器具皿が汚れている場合
- ② 未使用の用具類が汚れている場合
- ③ タオル類が白色若しくは淡色でない又は汚れている場合

【留意事項】

- ☆ Cutting作業で使用し、引き続き使用する用具類又は準備で使用した用具類の汚れは審査対象としないでください。
- ☆ 布で拭くと布に付着する程度の錆は、汚れとみなします。

審査番号 14 用具類の収納方法（30点）

用具類のうち、シザーズ、コーム、補助ピン、レザー及び替刃ホルダー（替刃ケース）は器具皿で、ブラシ類のうち、シェービングブラシはシェービングカップで、その他のブラシ類及びクリッパーは乾燥タオルの上で、ロッドはロッドケースで、ワインディング用ペーパー及び輪ゴムはロッドケース、専用容器又は乾燥タオルの上で管理することとしています。

また、着用しないマスクは作業衣又は衣服のポケットで管理することとしています。

【遵守事項】

- 未使用のシザーズ、コーム、ダックカールクリップ、シングルピン、ダブルピン、レザー及び予備として持参した替刃ホルダー（替刃ケース）は消毒済器具皿に納めること。
- 準備作業又は課題作成作業で使用したコーム、ダックカールクリップ、シングルピン及びダブルピンは、使用中器具皿に納めること。
- ブラシ類のうち、シェービングブラシはシェービングカップで管理し、Cuttingブラシ、毛払いブラシ、器具ブラシ、セット用ブラシ及びクリッパーは、乾燥タオルの上で皮ふに接触する部分がタオルに触れないように管理すること。

- ボビーピン（アメリカピン）及びオニピンは、消毒済ピン皿に納め、管理すること。
- ワインディング用ロッド、ペーパー及び輪ゴムは、ロッドケースに納めること。
ただし、ワインディング用ペーパー及び輪ゴムをロッドケースに納めることが困難なときは、専用容器又は乾燥タオルの上で管理すること。
- 着用していないマスクは作業衣又は衣服のポケットで管理すること。

【ポイント】

- 用具類の収納方法を審査してください。

【審査対象】

- ① 未使用のシザーズ、コームが消毒済器具皿以外にある場合
- ② 替刃ホルダー又は未使用のレザーが消毒済器具皿以外にある場合（理容）
- ③ 未使用のダックカールクリップ、シングルピン、ダブルピンが消毒済器具皿以外にある場合（美容）
- ④ 準備作業で使用したコームが消毒済器具皿にある場合
- ⑤ シェービングブラシがシェービングカップ以外にある場合（理容）
- ⑥ クリッパー、ブラシ類が乾燥タオルの上以外にある場合（理容）
- ⑦ クリッパーの刃先、ブラシ類の毛が乾燥タオルに触れている場合（理容）
- ⑧ シザーズ、コーム、レザー、補助ピンが器具皿以外にある場合
- ⑨ ボビーピン、オニピンがピン皿以外にある場合（美容）
- ⑩ ロッドがロッドケース以外にある場合（美容）
- ⑪ ワインディング用ペーパーがロッドケース、専用容器、乾燥タオルの上以外にある場合（美容）
- ⑫ 輪ゴムがロッドケース、専用容器、乾燥タオルの上以外にある場合（美容）
- ⑬ 着用していないマスクが作業衣又は衣服のポケットで管理されていない場合

【留意事項】

- ☆ 乾燥タオルの上で管理している用具類は、一旦使用した場合であっても再度、タオルの上に戻すこととしています。
- ☆ 消毒済器具皿と使用中器具皿の収納区分については作業中の審査は行わず、「審査番号 24 作業終了後の用具類収納状況」で審査します。
- ☆ シェービングブラシは、その形状から容易に転倒し、皮膚に接触するブラシ部分が乾燥タオルに接触するおそれがある等、衛生的に管理することが難しいため、器具皿ではなく、シェービングカップで管理することとしています。
- ☆ レザーの替刃の持参は任意となっており、必要と思われる場合に持参することとしています。

なお、持参する場合は、安全のため替刃ホルダー（替刃ケース）に収納し、常時消毒済器具皿で管理することとしています。

審査番号 15 個人特定情報の表示（30点）

公正な試験実施のため、準備時間前に審査したモデルウィッグと同様、他の用具類についても個人特定情報の表示を禁止しています。

【遵守事項】

- 作業衣及び用具類に個人特定情報である氏名、学校名または店名を表示しないこと。

【ポイント】

- 作業衣及び机に出している用具類について、個人特定情報表示の有無を審査します。

【審査対象】

- ❶ モデルウィッグ以外の用具類と作業衣に氏名、学校名又は店名が表示されている場合
- ❷ 作業衣の個人特定情報を容易に剥がせるガムテープ等で覆っている場合
- ❸ 個人特定情報をインク等で塗りつぶしているが、判読可能な場合

【留意事項】

- ☆ 作業衣の個人特定情報に布を縫い付け、表示されているものが見えない場合は審査対象としないでください。
- ☆ 机の下で管理しているカバン等及び上履きに氏名又は学校名等が記載されていても審査対象とはしません。

第4部 課題作成作業時間中に実施する審査

課題作成作業時間中に用具類の不正使用、万一の負傷事故における応急処置、その他良好な試験環境を阻害する行為等について監視します。

審査番号 16 落下用具類の消毒・使用許可（30点）

課題作成作業中に床に落下させたタオル以外の用具類を再使用する場合は、除菌用ウェットティッシュで消毒し、許可を得ることとしています。

【遵守事項】

- タオル類以外の用具類を床に落下させ、これを再使用する場合は、除菌用ウェットティッシュで消毒し、衛生実技試験委員の許可を得ること。
- タオルを床に落下させた場合は、再使用しないで汚物入に収納すること。

【ポイント】

- 床に落下させた用具類の処置状況及び再使用許可の有無を審査します。

【審査対象】

- ❶ 床に落下させた用具類を消毒しないで再使用の許可を得た場合
- ❷ 床に落下させた用具類を再使用の許可を得ないで使用した場合
- ❸ 床に落下させたタオルを再使用した場合

【留意事項】

- ☆ 床に落下した用具類の消毒に使用した除菌用ウェットティッシュが規格不適合であっても、この審査項目の審査対象とはしません。
- ☆ 準備時間中の落下用具類の消毒や使用許可は審査対象としませんが、再使用の許可の申し出があった場合は、速やかに「はい」と応答してください。
- ☆ 床に落下させた用具類で再使用をしないものを床に放置していても審査対象とはしません。
- ☆ タオル収納袋に収納された状態で落下した場合は、収納袋を消毒することで使用できます。
- ☆ 用具類を机上に落下させた場合は、消毒及び再使用の許可は不要としています。

審査番号 17 モデルウィッグの取扱い（20点）

人体モデルの代替として使用しているモデルウィッグは、人体と同様に丁寧に扱い、モデルウィッグを不自然な角度にして作業したり、不注意により床面に落下させたりしないよう留意することとしています。

【遵守事項】

- モデルウィッグは人体と同じように丁寧に扱うこと。
- モデルウィッグを不自然な角度にして作業しないこと。

【ポイント】

- モデルウィッグの取扱い状況を審査します。

【審査対象】

- ❶ モデルウィッグの角度が著しく不自然な状態で作業をした場合
- ❷ 当然配慮すべき事項を怠ったため、モデルウィッグを床に落下させた場合

【留意事項】

- ☆ 「著しく不自然な状態」とは、実際の営業であり得ない無理な角度にして作業をしている場合をいいます。

審査番号 18 出血応急処置（30点）

作業中にケガをしたときは、救急ばんそうこう及び除菌用ウェットティッシュにより適切な処置を講じ、用具類に付着した血液を拭き取って作業をすることとしています。

【遵守事項】

- ケガをしたときは、その程度により乾燥タオルを使用して傷口を押さえ、除菌用ウェットティッシュで血液を拭き取り、救急ばんそうこうで止血処置をすること。

【ポイント】

- 負傷した場合の手当ての状況及び血液が付着した用具類の処置状況を審査します。

【審査対象】

- ❶ 救急ばんそうこう等による傷の処置をしないで作業をした場合
- ❷ 手指に付着した血液を拭き取らないで作業をした場合
- ❸ 除菌用ウェットティッシュ又は救急ばんそうこうの量が不足して適切な処置ができなかった場合
- ❹ 血液が付着したままの用具類を使用した場合

【留意事項】

- ☆ 器具皿及び器具皿で管理する用具類以外の用具類は、血液が付着したまま使用しても審査対象とはしません。
- ☆ 適切な処置をした後に、救急ばんそうこうからにじみ出た血液が手指又は用具類に付着した場合は、作業終了後に拭き取ることとしており、この審査項目では審査対象とはしません。
- ☆ 出血の状況によっては、衛生委員の判断により、事務局に止血処置の補助を指示することができます。この場合はこの審査項目では審査対象とはしません。
- ☆ 作業終了間際の自損事故の場合は、作業時間内で審査するものとし、いかなる場合であっても、作業時間終了をもって審査対象外とします。

審査番号 19 用具類の貸借・追加取り出し（30点）

用具類は予備を含め全て自分で用意し、理由の如何にかかわらず、用具類の貸借又は共用を禁止しています。また、用具類は全て準備時間中に出して審査を受けたものを使用し、試験中に追加で取り出すことを禁止しています。

【遵守事項】

- 他の受験者との間で用具類の貸借をしないこと。
- 他の受験者の用具類を一切使用しないこと。
- 課題作成作業時間中にカバン等から用具類の追加取り出しをしないこと。

【ポイント】

- 用具類の貸借、追加取り出し等の禁止行為を監視します。

【審査対象】

- ❶ 他の受験者から用具類を借りた場合
- ❷ 他の受験者に用具類を貸与した場合
- ❸ 他の受験者の用具類を無断使用した場合
- ❹ 試験時間中にカバン等から用具類を取り出した場合

【留意事項】

- ☆ 貸借及び追加取り出しの監視は、全ての用具類について衛生実技試験委員が行ってください。

審査番号 20 迷惑行為（20点）

会話や大きな音出しは他の受験者の作業に影響を及ぼすおそれがあるため、他の受験者に迷惑のかかる行為を禁止しています。

【遵守事項】

- 他の受験者に話しかけたり会話をしたりしないこと。
- 他の受験者との接触、作業台の揺らし、音出し等、他の受験者に迷惑のかかる行為はしないこと。

【ポイント】

- 他の受験者との会話、故意的接触・机の揺らし・音出し等、周囲の受験者の作業の迷惑となる行為を監視します。

【審査対象】

- 次の事項を繰り返した場合
 - ・ 他の受験者に声かけをした場合
 - ・ 他の受験者と話をした場合
 - ・ 故意に他の受験者に接触したり、大きな音を出したり又は机を揺らした場合
 - ・ 携帯電話の着信音又はタイマーのアラームが鳴った場合

【留意事項】

- ☆ 審査対象となる迷惑行為を発見し、注意をして改善された場合は審査対象とはしません。

審査番号 21 衛生面に配慮した作業姿勢（10点）

床面にひざまずいて作業をすることは、毛髪等の汚れが衣服又は身体に付着するおそれがあり、禁止しています。

【遵守事項】

- 作業中に膝を床に直接接触させないこと。

【ポイント】

- 床に膝を突いて作業していないか監視します。

【審査対象】

- 膝を床面に接触させて作業をした場合

審査番号 22 作業の指示違反（30点）

試験における不正行為を禁止し、さらに、試験の開始及び終了の合図を遵守させ試験時間を厳正に管理することにより、受験者間の公平を期すこととしています。

【遵守事項】

- 試験室内では、図書や書類をすべてカバンに収納し、閲覧しないこと。
- 試験の開始及び終了の合図を遵守すること。
- 準備作業終了後、「作業始め」の合図があるまでモデルウィッグ及び用具類に触れないこと。
- 「作業止め」の合図で直ちに用具類を所定の場所に納めたら、モデルウィッグ及び用具類に触れないこと。

【ポイント】

- 試験中は不正行為がないように監視します。
- 試験室主任者による作業の開始と終了の合図の遵守状況を監視します。

【審査対象】

- ❶ 準備作業及び課題作成作業の開始合図前又は終了合図後に、モデルウィッグや用具類に触れた場合
- ❷ 試験室内で試験に関係する書籍又は書類等を閲覧できる状態で管理している場合

【留意事項】

- ☆ 美容の第2課題ワインディングに使用するロッドケース内にロッドの配列等を示した図版がある場合は、試験に関する書類等の閲覧とみなします。

第5部 作業終了後に実施する審査

理容はカッティング作業終了後及び整髪作業終了後に、美容は各課題の作業終了後に、使用した用具類の収納状況、出血事故の処置状況について審査します。

審査番号 23 汚物入への収納状況（20点）

使用済の除菌用ウェットティッシュ、使用済のタオル、タオル収納用ビニール袋、使用済シェービング用毛取り紙及びレザー拭き用ティッシュペーパー、使用済の救急ばんそうこう、救急ばんそうこうの包装紙、再使用しないワインディング用ペーパー及び輪ゴムはごみとみなし、すべて汚物入に収納することとし、その他の用具類は汚物入に収納しないこととしています。

【遵守事項】

- 使用した除菌用ウェットティッシュ及び乾燥タオル・濡れタオルは汚物入に収納すること。
- 使用済の救急ばんそうこう、救急ばんそうこうの包装紙、使用済シェービング用毛取り紙、使用済レザー拭き用ティッシュペーパー、タオル収納用ビニール袋は汚物入に収納すること。
- 再使用しないワインディング用ペーパー及び輪ゴムは汚物入に収納すること。
- 汚物入に収納することを指定されたもの以外は汚物入に収納しないこと。

【ポイント】

- 汚物入に収納することとなっている用具類等の処置状況を審査してください。

【審査対象】

- ❶ 使用済の除菌用ウェットティッシュ、使用済の救急ばんそうこう、救急ばんそうこうの包装紙、使用済シェービング用毛取り紙、使用済レザー拭き用ティッシュペーパー、タオル収納用ビニール袋が机上にある場合
- ❷ ビニール袋に収納している未使用のタオル及び用具類を管理している乾燥タオル以外のタオルが机上にある場合
- ❸ 再使用しないワインディング用ペーパー又は輪ゴムが、ロッドケース、専用容器又は乾燥タオル以外の机上にある場合（美容）
- ❹ 汚物入に入れることとなっていない用具類が汚物入に収納されている場合
- ❺ 汚物入が小さく、汚物入に収納することとなっているものが収納しきれず、汚物入の口からはみ出ている場合

【留意事項】

- ☆ 用意した汚物入が小さかったため、汚物入収納対象物の一部を収納できなかった場合は、この項目で審査対象としてください。
- ☆ 用具類を収納するための袋が汚物入に収納されていても、審査対象としないでください。
- ☆ 汚物入に収納されたワインディング用ペーパー及び輪ゴムは、再使用しないものと判断し、審査対象としないでください。

審査番号 24 作業終了後の用具類収納状況（30点）

用具類は、使用前、使用中、使用後の段階別に、それぞれ定められた方法により管理することとしており、理容ではカッティング作業終了後及び整髪作業終了後、美容では第1課題及び第2課題の作業終了後に汚物入に収納するもの以外の用具類についての収納状況や着用しないマスク（予備若しくは破損したマスク）の管理方法を審査します。

【遵守事項】

- シザーズ、コーム、ダックカールクリップ、シングルピン、ダブルピン及びレザーは器具皿で管理し、未使用のものは消毒済器具皿に、一旦使用したものは使用中器具皿に納めること。
また、替刃ホルダー（替刃ケース）は、中の刃の使用・未使用にかかわらず、常に消毒済器具皿に納めること。
- ブラシ類のうち、シェービングブラシはシェービングカップで管理し、カッティングブラシ、毛払いブラシ、器具ブラシ、セット用ブラシ及びクリッパーは、乾燥タオルの上で皮ふに接触する部分がタオルに触れないように管理すること。
- ボビーピン（アメリカピン）及びオニピンはすべて消毒済ピン皿で、ロッドはロッドケースで管理すること。
- ワインディング用ペーパー及び輪ゴムは、ロッドケース、専用の容器又は乾燥タオルの上のいずれかで管理すること。
なお、ワインディング用ペーパーや輪ゴムの専用容器は、乾燥タオルの上には置かないこと。
- 器具皿、乾燥タオル、ロッドケース及びピン皿には、指定された用具類以外の用具類は置かないこと。
- 理容の乾燥タオルは、クリッパー及びブラシ類の管理、顔面処置及びモデルウィッグの顔面の拭き取り並びに手指の拭き取りに限定し、一旦使用したものは汚物入に収納すること。ただし、手指の拭き取り用のタオルは作業が終了するまでは机上に直接置いて管理することとし、作業が終了後、指示に従って汚物入に収納すること。
- 美容の乾燥タオルは、ワインディング用ペーパー及び輪ゴムの管理、手指及びコームの拭き取り、モデルウィッグの顔面拭き取りに限定し、一旦使用したものは汚物入に収納すること。ただし、手指の拭き取り用のタオルは作業が終了するまでは机上に直接置いて管理することとし、作業終了後、指示に従って汚物入に収納すること。
- 着用していないマスクは作業衣又は衣服のポケットで管理すること。

【ポイント】

- 器具皿、ピン皿、ロッドケース及び器具皿又は乾燥タオルの上で管理することとしている用具類の管理状況を審査してください。

【審査対象】

- ❶ シザーズ、コーム、ダックカールクリップ・シングルピン・ダブルピン、レザーが器具皿以外にある場合
- ❷ 使用済用具類が消毒済器具皿に入っている場合
- ❸ 替刃ホルダーが消毒済器具皿以外にある場合（理容）
- ❹ シェービングブラシがシェービングカップ以外にある場合（理容）
- ❺ クリッパー又はブラシ類が乾燥タオルの上以外にある場合（理容）
- ❻ クリッパーの刃先又はブラシ類の毛先が乾燥タオルに触れている場合（理容）
- ❼ 器具皿、乾燥タオル、ロッドケース又はピン皿に指定されていない用具類がある場合
- ❽ ボビーピン又はオニピンがピン皿以外にある場合（美容）
- ❾ ロッドがロッドケース以外にある場合（美容）
- ❿ ワインディング用ペーパー又は輪ゴムがロッドケース、専用容器又は乾燥タオルの上以外で管理されている場合（美容）
- ⓫ 着用していないマスクが作業衣又は衣服のポケットで管理されていない場合

【留意事項】

- ☆ 床に落下した用具類で、再使用しないものは床に放置していても審査対象としません。
- ☆ 乾燥タオルの上で管理する用具類は、消毒済及び使用中のものを同一のタオルの上で管理することとしています。
なお、ワインディング用ペーパーの専用容器や輪ゴムの専用容器は、乾燥タオルの上で管理する用具ではありません。
- ☆ 一旦使用した乾燥タオルは汚物入に収納することとしていますが、手指に付着した汚れの拭き取りに使用したタオルは、作業終了後に汚物入に収納することとしているので、作業時間中に机上に出ても審査対象としないください。
- ☆ 理容のカッティング試験で使用した用具類の収納状況は、シェービング・顔面処置試験の準備の開始前に審査してください。
- ☆ レザーの替刃の持参は任意となっており、必要と思われる場合に持参することとしています。
なお、持参する場合は、安全のため替刃ホルダー（替刃ケース）に収納し、常時消毒済器具皿で管理することとしています。

審査番号 25 出血事故の処理状況（30点）

出血事故の応急処置後に引き続き出血した血液がモデルウィッグ又は器具皿もしくは器具皿に納められている用具類に付着した場合は、作業終了後に行う顔面拭き取り作業で拭き取ることとしています。

【遵守事項】

- モデルウィッグ、器具皿及び器具皿で管理している用具類に付着した血液は、作業終了後の顔面拭き取り作業時に除菌用ウェットティッシュで拭き取ること

【ポイント】

- 顔面拭き取り作業後のモデルウィッグ、器具皿及び器具皿に納められている用具類について血液付着の有無を審査してください。

【審査対象】

- ① モデルウィッグに血液が付着している場合
- ② 器具皿又は器具皿に納められている用具類に血液が付着している場合
- ③ 器具皿又は器具皿に納められている用具類に付着した血液を除菌用ウェットティッシュ以外で拭き取った場合

【留意事項】

- ☆ モデルウィッグ、器具皿及び器具皿に納められている用具類以外への血液の付着は審査対象とししないでください。